

暮らしの Information

募集

会計年度任用職員募集

児童支援員 若干名

- 応募資格／児童福祉に関心のある方、保育士または教員免許有資格者・児童関連業務の従事経験者尚可
- 任用期間／任用日～翌年3月31日
- 業務内容／遊びを通じた生活指導
- 勤務時間／平日は10時～18時または13時～18時、土曜・長期休暇期間は8時～18時の間でシフト制
- 勤務場所／放課後児童クラブおよび北児童館
- 賃金・待遇／月額11～15万円程度
- 期末手当・社会保険・雇用保険・通勤手当有
- ※「俱知安町保育人材確保一時金」の対象となる場合があります。

詳細はお問い合わせください
申込方法／履歴書と免許証の写し、ハローワークの紹介状を提出

■長期休暇期間や支援員の休暇時に補助員として働ける方を募集しています。空いた時間に仕事がありましたら、ぜひご相談ください
■子ども未来課でも支援係
☎55―6116

自衛官募集

- 受験資格／採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者
- 自衛官候補生(第4回)
 - 受付期間／10月5日(火)～11月12日(金)
 - 試験期日／
 - 男子・女子 11月28日(日)・29日(月)
 - 自衛官候補生(第5回)
 - 受付期間／10月5日(火)～12月10日(金)
 - 試験期日／

納税だより

【公的年金からの町道民税の特別徴収】

令和3年4月1日に65歳以上で、前年中の公的年金に対して町道民税が生じた方は、次のとおりとなります。
①**昭和30年4月3日から昭和31年4月2日生まれの方**
今年の10月から公的年金特別徴収が始まります。公的年金に係る年税額の半分を2回に分け、6月と8月に納付書(口座振替)で納め、残った年税額は10月、12月、翌2月に支給される年金から徴収となります。

②**昭和30年4月2日以前生まれの方**

昨年度何らかの事情で特別徴収が中止になった方以外は、年6回の公的年金支給時に徴収となります。前年度の年金に係る税額の半分の額を、4月、6月、8月に支給される年金から徴収となります(仮特別徴収)。10月、12月、翌2月の年金支給時には、年税額から仮特別徴収される税額を引いた残額が徴収となります。
※公的年金から特別徴収される町道民税は、公的年金に係る税額分のみです。公的年金以外の所得に係る町道民税は、別に納付書や給与からの徴収で納めます
※本年度分の計算の結果、年税額が仮特別徴収額より少ない場合は還付金が発生します。該当する方には手続きの連絡をしています
※次に該当する方は対象となりません
・もともと町道民税が非課税の方
・町道民税の額が公的年金支給額を超える方
・年金の年間支給額が18万円未満の方など

■**税務課住民税係**☎56―8003

【お気軽に納税相談を】

「町税を納付できない事情がある」「納付書を紛失してしまった」など、納税に関する相談は随時受け付けていますので、お気軽に納税係へ連絡またはお越しください。

■**税務課納税対策室納税係**☎56―8002

周知

子育てサロン「おむつなし育児」

おむつなし育児ってなに?という

- 男子・女子 12月18日(土)・19日(日)
- 高等工科学校生徒**
- 受験資格**／令和3年4月現在で15歳以上17歳未満の男子
- 受付期間**／11月1日(月)～令和4年1月14日(金)
- 一次試験期日**／令和4年1月22日(土)・23日(日)
- ※状況により変更の可能性あり
- 俱知安地域事務所**☎23―3540
- 古谷 和☎23―3165
- 清水 礼子☎22―0075
- 名畑 由美☎22―1177
- 油谷 賢次
- ☎090―8903―3403

■**くっちゃん子ども子育て応援し隊**
ポケラボ☒popkelab@gmail.com



公式LINE

令和4年度 保育施設等入所申込について

- くっちゃん保育所ぬくぬく・認定子ども園【保育部分(2・3号)】
 - 新規・転入所の申込受付／11月4日(木)～11月30日(火)予定
 - 町内各保育施設等(令和4年4月1日時点の子どもの年齢)／
 - くっちゃん保育所ぬくぬく(0～2歳)
 - 認定子ども園俱知安幼稚園(0～2歳)(3～5歳)
 - 認定子ども園俱知安藤幼稚園(3～5歳)
 - 認定子ども園俱知安めぐみ幼稚園(3～5歳)
- ※詳細は広報11月号に掲載します
■**園**子ども未来課子ども支援係
☎55―6116

■**認定子ども園【教育部分(1号)】**
令和4年4月入園

- 願書配布**／11月2日(火)
 - 願書受付**／11月17日(水)14時～各幼稚園で受付
- ※詳細は各幼稚園へお問い合わせください

■**俱知安幼稚園**☎22―1354
■**俱知安藤幼稚園**☎22―1733
■**俱知安めぐみ幼稚園**☎22―1276

■**公証週間無料電話相談会**
日本公証人連合会本部において、

電話による無料交渉相談会を実施します。公証人が皆さんの疑問、質問などに対応しますので、遺言、任意後見、尊厳死宣言、家庭内信託、離婚、その他契約一般の公正証書のご相談など、お気軽にお問い合わせください。

■**期間**／10月1日(金)～7日(木)

■**受付時間**／9時30分～12時、13時～16時30分

■**園**電話公証相談の特設専用電話番号☎03―3502―8239

■**小樽公証役場**においても、「休日無料面接相談」を実施します。

■**日時**／10月2日(出)9時～12時、13時～16時30分

■**場所**／小樽公証役場(小樽市色内1丁目9番1号)

■**担当**／公証人 羽澤勝夫

■**相談事項**／遺言、相続などの身近な法律相談をはじめ、離婚、金銭や土地建物の貸借問題、任意後見契約などについて

■**受付**／実施日前日までに電話で受付。定員になり次第予約終了

■**園**小樽公証役場☎0134―22―4530

狩猟免許の取得経費補助

町では、農作物の被害防止のため有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許を新たに取得した方に、取得に要した経費の一部を補助します。

- 狩猟免許の種類**／
 - 第一種銃猟免許・わな猟免許
 - 対象条件／

- ・俱知安町の住民基本台帳に記録のある方
- ・猟友会に入会し、町が行う鳥獣

捕獲に5年間従事する方

・町税に滞納がない方

■**補助対象経費**／狩猟免許試験申請手数料など

■**補助金額**／補助対象経費の10分の8

■**園**農林課畜産林政係☎56―8010

ヒグマに注意しましょう

これから山菜採りやキノコ採りなどのため、野山に入る機会が増える季節となります。山にはヒグマがいるということを認識し、ヒグマに出会わないように注意しましょう。

- ・目立つ服装をし、単独行動を避け複数で行動する
- ・鈴など音の出るものを鳴らす
- ・クマの足跡やフンを見つけたら、すぐに引き返す

■**園**農林課畜産林政係☎56―8010

野犬掃討

人や他の動物への危害防止のため、野犬掃討(放たれている犬も対象)を実施します。

■**日時**／10月1日(金)～12月31日(金)

■**園**愛犬が対象にならないよう、次のことを守りましょう。

- ①放し飼いや、逃げ出せる環境で犬を飼育しない
 - ②散歩の際は必ずリードを装着する
 - ③犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札票、予防注射済票を首輪につける
 - ④犬がいなくなった時にはすぐに役場に連絡する
 - ⑤犬が戻った時の連絡も忘れずに
- 園**住民環境課環境対策室地域衛生係☎56―8008

里親制度

諸事情により家庭で暮らせない子どもを自分の家に迎え入れて養育する制度です。

■**養育里親**、専門里親、養子縁組里親、親族里親などがあります。

■**お子さんがいない方**、子育てを終えた方、子育て中の方でも構いません。

■**※詳しく知りたい方**、登録を希望される方はお問い合わせください

■**園**北海道児童相談所(木村)☎011―631―0301

10月は「不正軽油防止強化月間」

「不正軽油」とは、軽油に灯油や重油など混ぜた「混和軽油」や軽油以外の石油製品を混ぜ合わせた「製造軽油」などをいいます。

■**不正軽油**をトラックなどの燃料用として販売または使用すると軽油引取税の脱税行為となります。

■**また**、これらの不正軽油は、排気ガス中のPM(粒子状物質)やNOx(窒素酸化物)を増加させるため、

■**大気汚染の原因**となり、自然環境に悪影響を及ぼします。

■**北海道**では、10月を「不正軽油防止強化月間」とし、不正軽油を作らない、売らない、買わない、使わないを合言葉に、不正軽油撲滅の取り組みをします。

■**不正軽油**に関する情報がありましたら、ご連絡ください。

■**園**不正軽油一〇番(通話料無料)☎0800―8002―110

■**後志総合振興局税務課**☎23―1336

特設行政・人権相談所開設

10月の行政相談週間にあわせて特設行政・人権相談所を開設します。
 ・道路がデコボコになっていて通行に支障がある
 ・登記や年金について聞きたいことがある
 ・不当な差別、誹謗中傷、いじめ、プライバシーの侵害など人権問題に悩んでいる
 行政相談委員・人権擁護委員が住民の皆さんからの行政や人権に対する苦情やご意見、ご要望などをお聞きします。お気軽にご相談ください。相談無料、秘密は厳守します。
 ■日時/10月16日(土)13時30分～16時
 ■場所/公民館研修室
 ■相談委員/加藤修・中島由布
 行政評価局や法務局では常時相談を受け付けています。
 「行政苦情110番」
 ☎0570-090-1110
 「みんなの人権110番」
 ☎0570-003-1110
 居住環境課生活安全係
 ☎56-8005

北海道最低賃金改定のお知らせ

北海道の事業場で働く全ての労働者およびその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。
 時間額 889円
 (令和3年10月1日より)
 ※最低賃金には、精皆動手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金および時間外等割増賃金は算入されません

消防署からのお知らせ

秋の火災予防運動を実施します
 朝晩の冷え込みが強くなる秋を迎え、暖房器具の使用増加で火災が発生しやすくなるこの時期、10月15日から31日まで全道一斉に火災予防運動が実施されます。
 火災予防運動は全国統一標語「おうち時間 家族で点検 火の始末」を合言葉に火災による死傷者と財産の損失を未然に防ぎ、防火思想をより広く普及することを目的として実施されています。
 日頃から火災予防には十分注意されていると思いますが、この火災予防運動を機に、より一層の防火意識の向上に努めるようお願いいたします。
 羊蹄山ろく消防組合HPにて火災予防などの記事を掲載していますのでご覧ください。

	令和3年	令和2年
火災	3件	4件
救急	470件	540件
救助	37件	29件
その他	80件	52件

※特定の産業で働く方には、北海道の特定最低賃金が適用されます
 厚生労働省北海道労働局
 労働基準部賃金室
 ☎011-709-2311
 小樽労働基準監督署倶知安支署
 ☎22-0206

自賠責の期限切れは大丈夫？

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和2年の事故発生件数は約31万件、死傷者数は約37万人となっており、誰でも交通事故の被害者・加害者になるかもしれません。
 自賠責保険・共済は、すべての車・バイクに加入が義務付けられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度です。自賠責保険・共済に加入しないでの運行は法令違反になりますので、一人一人が自賠責制度の役割や重要性などを十分理解した上で、車などを運転しましょう。

金毘羅祭典に伴う露店出店の中止のお知らせ

例年、金毘羅祭典に併せて町道北3条通(メルヘン通り)を会場に、露店出店が行われておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、昨年度に引き続き今年度の露店出店は中止することになりましたので、ご理解のほどよろしくお願いたします。
 町建設課管理係 ☎56-8011

まちの事件簿―地域安全ニュース

8月の主な事件
 ▼盗難事件の発生
 町内の商業施設において、商品が万引きされる事件が3件ありました。

8月の主な交通事故

▼5日、道道において、車両同士の追突事故が発生しました。
 ▼7日、町道において車両同士の衝突事故が発生しました。
 ▼7日、国道において、バイクと車両の衝突事件が発生しました。

	令和3年	令和2年
人身	16件	16件
物損	322件	353件
死者	2名	0名

消費者コーナー

倶知安消費者協会

倶知安消費者大会のご案内

広報9月号、また、消費生活ニュースで9月開催をお知らせしましたが、コロナ禍の緊急事態宣言によって下記のとおり延期して開催することになりました。皆さんの出席をお待ちしつつ、ご案内します。

記

- 日時/10月8日(金)
開場:13時10分 開演:13時30分
- 場所/文化福祉センター大ホール
- 演題/「家庭ゴミの現状とゆくえ」
- 講師/ニセコ環境株式会社
環境部長 関口 肇 氏
- ※当日はマスクの着用、検温、手指の消毒、三密を避ける行動をお願いします
- 消費生活相談室(公民館1階団体室)
- 月・水・金曜日10時～15時 ☎23-1522

町総合文化祭開催のお知らせ

文化活動の充実発展を図ることを目的に開催する倶知安町総合文化祭は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は「芸能発表会」「町民音楽祭」「吟詠剣詩舞発表大会」「和室催し物」は中止し、「幼保、児童・生徒および文化サークルなどによる作品展示会」を開催します。
 詳しくは今月の折込チラシをご覧ください。

町公民館文化振興係 ☎22-0230

町営プール代替施設の利用期間延長について

建物の老朽化により営業を中止している町営プールの代替施設として、ホテルニセコアルペンのプール施設を町営プールの料金で利用可能な「代替施設利用券」を総合体育館で販売しています。
 施設の利用期間を9月30日(木)まで

全町敬老会のお知らせ

■日時/10月15日(金)11時
 ■場所/倶知安町総合体育館
 ■対象/満75歳以上の町民
 ※感染症の状況によって、開催もしくは中止について判断します。対象の方へは10月上旬に案内します
 福祉医療課地域包括支援センター
 ☎23-0500

選挙権の歴史

今秋には衆議院議員総選挙が予定されています。憲法15条で公務員の選定は国民固有の権利と定められていますが、法律上、全ての日本国民に投票の機会が付与されていたわけではありません。今回は、選挙権を巡る裁判をいくつかご紹介します。
 ・在宅投票制度廃止事件…「疾病等のため投票所へ行くことができない在宅者」のために1952年までは在宅投票制度が存在していましたが、この制度が廃止されたため、裁判となりました。裁判所は、国民は、その手が投票箱に届くことが憲法上保障されていると述べ、この訴えを機会に、重度身体障害者に限り在宅投票制度が復活しました。
 ・在外日本人選挙権訴訟…日本国外に在住する在外国民は国政選挙の投票を行うことができませんでした。2005年、最高裁判所が憲法違反との判断を示し、法改正が行われました。
 ・成年被後見人選挙権裁判…成年被後見人の方の選挙権が認められていませんでしたが、選挙権を求める訴訟が提起され、2013年、東京地裁は憲法違反との判断を示し、法改正が行われました。
 選挙権については、一定額の納税を要件とする時代もありましたし、女性の選挙権が認められたのは1946年からです。
 現在でも、住民票のないホームレスの方は選挙権を行使できず、問題視されています。選挙権は、民主主義を実現する上で重要な権利の一つですが、歴史を見ると、さまざまな運動や裁判で拡大されてきたことが分かります。
 今秋の選挙では、ぜひ、大切な一票を投じてください。



ようてい法律事務所
 弁護士 渡邊 恵介
 ☎21-6228

人口	14,835人(前月比 -8)
男子	7,560人(前月比 0)
女子	7,275人(前月比 -8)
世帯数	8,000世帯(前月比 -22)
うち外国籍住民	692人(前月比 -24)